月刊文化財
5　平成26年 No.608

特集　無形文化遺産保護条約

●巻頭言
わが国の無形文化財とユネスコ無形文化遺産　4
神崎　宣武

●無形文化遺産保護条約の概要と現状
無形文化遺産保護条約について　8
守山　弘子

無形文化遺産の保護に関する第8回政府間委員会での議論の概要について　17
二神　葉子

わが国の代表一覧表記載無形文化遺産
ーその内容と現在の取り組みー　23
文化庁伝統文化課

「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載について　31
文化庁伝統文化課文化財国際協力室

●コラム　政府間委員会余談　35
宮田　繁幸

●コラム　家近くの畑と食　36
菊池　健策

●アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）の活動
消滅の危機に瀕する無形文化遺産の保護と研究に向けて
ーユネスコのカテゴリーⅡセンターの機能と日本の役割ー　37
大貫美佐子

文化的景観の調査事業と学術　44
上杉　和央

連載・文化財を活かす（第34回）　50
八代妙見祭の神幸行事
ーその活用と継承への取り組みー
吉永　明

表紙解説　無形文化遺産保護条約第8回政府間委員会会議場内の様子　52
口絵解説　アゼルバイジャンの伝統的なお菓子づくりを紹介する女性たち　2

「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載について

文化庁伝統文化課
文化財国際協力室

二〇一三年十二月四日、アゼルバイジャンで開催されていた第八回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、日本から提案していた「和食；日本人の伝統的な食文化―正月を例として―」をユネスコの「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下「代表一覧表」）」に「記載」するとの決議がなされた。この決議により、「和食」は代表一覧表に登録された。以下、登録に至るまでの経緯と、登録された「和食」の概要を紹介する。

一　「和食」の提案まで

和食と一口にいっても、その概念は非常に幅広い。ではユネスコに提案する「和食」とはどのようなものか。その検討の出発点となったのは、平成二十三年七月に農林水産省によって立ち上げられた「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会（以下「検討会」）」（会長・熊倉功夫静岡文化芸術大学学長）であった。

検討会は、学識経験者、料理人、食品産業事業者など、日本食文化に関連する各界の有識者で構成され、ユネスコへの提案の在り方について、まずはグランド・デザインを描くための議論が行われた。この検討会は、同年十一月までの間に四回開催された。並行して、それまで一貫して日本からのユネスコ無形文化遺産代表一覧表への提案を検討してきた、文化審議会のもとに設置された無形文化遺産特別委員会においても審議が開始された。

これらの検討プロセスを通じ、和食を「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習として提案すること、また、その実践者は特定のコミュニティではなく、広く日本国民全体とすること等がまとまった。

こうして平成二十四年二月、まず文化審議会において、続いて同年三月に、政府としての提

「和食」の登録決定の瞬間を待つ日本代表団

案決定を行う「無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議」において、「和食」を日本からの代表一覧表への候補として提案することが決定された。そのおもな提案理由としては、「和食」が四季や地理的な多様性による「新鮮で多様な食材の使用」、「自然の美しさを表した盛りつけ」などといった特色を有しており、日本人が基礎としている「自然の尊重」という精神にのっとり、正月や田植え、収穫祭のような年中行事と密接に関係し、家族や地域コミュニティのメンバーとの結びつきを強めるという社会的慣習であることが挙げられている。

二　提案の内容

提案された「和食」の内容は、次の四項目で構成される。

① 新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重
② 栄養バランスに優れた健康的な食生活
③ 自然の美しさや季節の移ろいを表現した盛りつけ
④ 正月行事などの年中行事との密接なかかわり

これらを内容とする、社会的慣習としての食文化の具体的な保護措置としては、学校給食や地域の行事での郷土料理の提供、親子教室等の各種食育活動の実施、郷土料理や食文化に関するシンポジウムの開催等が挙げられている。

三　登録決定と今後に向けて

日本国内における決定を経て、「和食」の提案書は平成二十四年三月、ユネスコ事務局に提出された。提案書は、無形文化遺産保護条約の運用指示書の諸規定に従い、無形文化遺産保護条約政府間委員会の補助機関（政府間委員会の委員国から選出された六か国で構成された機関）の審査に付された。

同補助機関は平成二十五年十月、審査の結果として、政府間委員会に対し、和食の代表一覧表への「記載」（登録を意味する）を勧告した。そして、冒頭に述べたとおり、平成二十五年十二月の第八回政府間委員会において、補助機関の勧告どおり、記載が決定されたのである。

すでに述べたように、「和食」の実践者は日本国民全体であり、食文化もグローバル化の影響等を大きく受ける中、私たち日本人一人ひとりが「日本人の伝統的な食文化」の今後の伝承を担っているのである。

四　諸外国の食関連文化

代表一覧表には、諸外国からも次のような食に関連した文化遺産が登録されている。

●フランスの美食術（フランス、二〇一〇年）
●地中海料理（スペイン、ギリシャ、イタリア、モロッコ、二〇一〇年）（二〇一三年にキプロス、クロアチア、ポルトガルが追加された）
●メキシコの伝統料理（メキシコ、二〇一〇年）
●ケシケキの伝統（トルコ、二〇一一年）
●トルココーヒーの文化と伝統（トルコ、二〇一三年）
●古代グルジアの伝統的な発酵ワイン作り（グルジア、二〇一三年）
●キムジャン（キムチ作りの文化）（韓国、二〇一三年）

ユネスコの無形文化遺産保護条約上、「料理」そのものは無形文化遺産の定義に含まれないため、いずれも食に関連した社会的慣習などの文化的側面が登録されているものである。

無形文化遺産保護条約第８回政府間委員会決議（2013年）（文化庁仮訳）

決議８.COM ８.17

委員会は、

１．日本が人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に向けて、「和食；日本人の伝統的な食文化―正月を例として―（No.00869）」を提出したことを受け止めた。

「和食」は、食の生産、加工、調理や消費に関する技能、知識、伝統に基づく社会的慣習である。それは、自然資源の持続的な利用と密接にかかわる自然の尊重という根本的な精神に関連している。和食に関する基礎的な知識と社会的・文化的特色は、正月行事にその一典型をみることができる。日本人は、新年の神々を迎えるため、餅つきをし、また、縁起ものとしての象徴的な意味をもつ、新鮮な素材を使い、美しく盛りつけられた特別な料理を準備する。これらの料理は、特別な器に盛られ、家族やコミュニティが集って食される。地域で採れる米、魚、野菜、山菜等といった自然の食材がよく用いられる社会的慣習である。家庭料理における適切な味付けそのほかの「和食」に関する基本的な知識や技術は、家庭で家族が食事を共にする中で伝えられるものである。また、草の根グループや学校の教員、料理のインストラクターも、フォーマルおよびノンフォーマルな教育や実践を通じ、知識および技術の伝承を担っている。

２．提案書に記載されている情報から、本提案は、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載のための次の基準を満たしていると決定する。

基準１　世代から世代へと伝承される中で、「和食」は、日本人の間の社会的結束を強めるとともに、アイデンティティと絆の感覚をもたらすことに重要な役割を果たしている。

基準２　「和食」の記載によって、無形文化遺産全般の重要性への認識が高まり、同時に、対話ならびに人類の創造性および環境への尊重が助長されるとともに、健康的な食が促進される。

基準３　日本のさまざまな地域において、研究、記録ならびに教育および文化交流を通じた認知向上といった、市民団体や政府による「和食」にかかる保護措置が実施される。

基準４　多くのコミュニティ、個人、研究機関、地方自治体が、提案のプロセスに参画し、かつ、コミュニティにおける、任意の、事前の説明を受けた上での同意が伴われている。

基準５　「和食；日本人の伝統的な食文化」は、コミュニティ、集団、個人の参画に基づく無形文化遺産として、2012年に日本の無形文化遺産目録に含まれた。

３．「和食；日本人の伝統的な食文化―正月を例として―」を人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載する。

〔表紙解説〕

無形文化遺産保護条約第八回政府間委員会会議場内の様子

二〇一三年十二月二日から七日にアゼルバイジャンの首都バクーにおいて開催された、第八回政府間委員会オープニング・セッション中の会議場内である。

無形文化遺産保護条約は、二〇〇三年に採択され、現在の締約国は一五八か国を数える。

政府間委員会は、年に一度開催され、二年に一度の締約国会議の際に締約国の中から選挙で選ばれる二四か国によって構成される。その議席は地理的なバランスを考慮して世界六地域に配分され、現在の委員国はスペイン、ベルギー、ギリシャ（以上グループⅠ〈西欧および北米諸国〉）、アルバニア、アゼルバイジャン、チェコ、ラトビア（以上グループⅡ〈中・東欧諸国〉）、グレナダ、ニカラグア、ブラジル、ペルー、ウルグアイ（以上グループⅢ〈ラテンアメリカ・カリブ諸国〉）、中国、インドネシア、日本、キルギス（以上グループⅣ〈アジア太平洋諸国〉）、ブルキナファソ、マダガスカル、ナミビア、ナイジェリア、ウガンダ（以上グループⅤ(a)〈アフリカ諸国〉）、モロッコ、エジプト、チュニジア（以上グループⅤ(b)〈アラブ諸国〉）である。

会合のオープニングでは、ホスト国アゼルバイジャンのイルハム・アリエフ大統領が開会のスピーチを行い、無形文化遺産保護条約が世界の文化多様性を促進する国際的な戦略の実施に大きな役割を果たしていることを強調した。ビデオメッセージを寄せたユネスコのイリーナ・ボコバ事務局長は、無形文化遺産保護条約がそれまでの文化遺産を巡る考え方に変化をもたらしたことを指摘した。

今回の委員会を通じ、今後の条約運用に関する決議が採択されたほか、この条約に基づき作成されているいくつかのリストへの登録については、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下「代表一覧表」）」には新たに二五件が、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」には新たに四件が、「ベスト・プラクティス」には新たに一件がそれぞれ登録された。日本が代表一覧表に提案していた「和食：日本人の伝統的な食文化」が登録されたことは、日本国内でも関心を集めたところである。

今回の会合には、一〇〇か国以上の締約国から八〇〇名以上が参加した。会議場内は、やはり「無形文化遺産」の会合らしく、日本の着物も含めて各国から民族衣装で参加する人も多く見られた。スクリーンに映っているのは、今回の会合の議長を務めたアゼルバイジャンのアバルファス・ガラーエフ文化観光大臣。多忙な現職の大臣でありながら、時にユーモアも交えつつ、見事に議事を取り仕切った。

（文化庁伝統文化課文化財国際協力室
室長補佐・守山弘子）

◎次号は美術工芸品の新指定です。

■『月刊文化財』購読について

『月刊文化財』は、東京国立博物館売店でもお求めいただけます。

定期購読の場合は、お近くの書店でお申し込みいただくか、左記へご連絡ください。バックナンバーのお問い合わせも左記にて承ります。

＊電　話／０１２０・２０３・６９４
＊ＦＡＸ／０１２０・３０２・６４０
＊ＵＲＬ／
http://www.daiichihoki.co.jp/

※購読のお申し込みでいただいたご住所やお名前などは、企画の参考など本誌にかかわる目的にのみ利用し、他の目的では使用いたしません。

月刊　文化財　五月号（六〇八号）

平成二十六年五月一日発行

定価七七一円　本体七一四円

監　修　文化庁文化財部
発行所　第一法規株式会社

107-8560
東京都港区南青山二―一一―一七
☎〇三―三四〇四―二二五一（大代表）

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。